



第154回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2022年6月29日（水曜日）

午前10時（受付開始：午前9時）



開催場所

静岡県浜松市中区板屋町111-1
アクトシティ浜松 中ホール

目次

招集ご通知	2
株主総会参考書類	7
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	
事業報告	21
連結計算書類	39
計算書類	42
監査報告書	45

エンシュウ株式会社

証券コード：6218

※新型コロナウイルスをはじめとする感染症拡大防止のため、本定時株主総会にご出席される株主様は、ご自身の体調をお確かめの上、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
なお、お土産のご用意はございません。



株主の皆様におかれましては、日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当期は、新型コロナウイルス感染症の影響が未だに続くなか、半導体をはじめとした部材不足や物流コストの増加などの変化に対応しつつ、市場拡大や原価低減を推し進めることで、最終利益の黒字を確保することができました。

当社は2022年4月にプライム市場に上場いたしました。今後は経営改革をさらに加速させ、中期経営計画「チャレンジ500」達成に向け、受注拡大・利益拡大を目指してまいります。

当期の期末配当金につきましては、1株あたり13円とさせていただきたく第154回定時株主総会でご提案申し上げます。今後は自己資本の充実及び成長戦略への資源配分を行いながら、株主の皆様への還元を充実させていくことを基本的な方針としてまいりたいと存じます。

株主の皆様におかれましては、引き続き一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2022年6月

株 主 各 位

静岡県浜松市南区高塚町4888番地

エンシュウ株式会社

代表取締役社長 山下 晴 央

第154回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第154回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日の出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月28日（火曜日）午後4時50分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 静岡県浜松市中区板屋町111-1 アクトシティ浜松 中ホール
3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第154期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第154期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎お土産のご用意はございません。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.enshu.co.jp/>）に記載しておりますので、本招集ご通知には添付していません。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.enshu.co.jp/>）に掲載させていただきます。

1. 議決権行使のお願い

- ・ご来場せず議決権を行使していただく方法として、書面に加え今回よりインターネットによる行使が可能となりました。**新型コロナウイルスの感染拡大の状況にご留意いただき、健康状態に関わらずご来場を見合わせて、可能な限り事前行使をしていただきますようお願い申し上げます。**
- ・書面またはインターネットによる事前の議決権行使をご利用の際は、2022年6月28日(火曜日)午後4時50分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権は、以下の方法により行使いただくことができます。

● インターネットによる 議決権行使 ●



行使期限

2022年6月28日(火曜日)
午後4時50分入力完了分まで

パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイト(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)にアクセスし、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご入力ください。(インターネット接続に係る費用は株主さまのご負担となります。)

詳細は次頁をご覧ください

● 書面による 議決権行使 ●

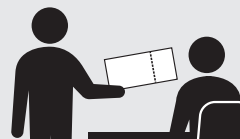


行使期限

2022年6月28日(火曜日)
午後4時50分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示いただき、ご返送くださいますようお願い申し上げます。(切手を貼らずにご投函ください。)

● ご来場して 出席いただく場合 ●



日時

2022年6月29日(水曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

複数回行使された場合の議決権の取り扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合

インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットにより複数回議決権を行使された場合
最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

また、パソコン、スマートフォン等で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

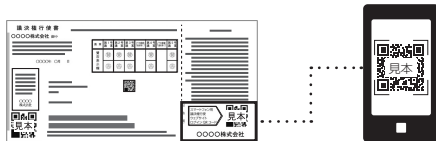
行使期限

2022年6月28日(火曜日) 午後4時50分入力完了分まで

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

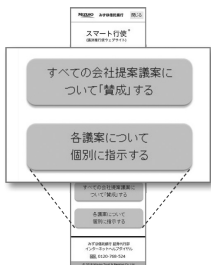
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。
※ QRコードを読み取れるアプリケーション（または機能）が導入されている必要があります。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

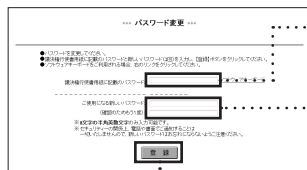
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



初期「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。



みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様へ 当社は、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け」議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

2.新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、株主様の安全を第一に考え、株主総会の開催方針を以下のとおりとさせていただきます。

何卒ご理解、ご協力のほど、お願い申し上げます。

- ①株主総会の議事は、円滑かつ効率的に執り行うことで、例年よりも短時間で進行予定です。
- ②消毒、検温、マスク着用等、株主様及び関係者の安全のための措置にご協力をお願いいたします。ご協力いただけない場合には、ご入場をお断りする場合がございます。
- ③ご入場時の検温の際に37.5度以上の発熱が確認された場合、明らかに体調不良とお見受けした場合は、ご入場をお断りさせていただきます。また、ご入場後にマスクを常時着用されていない方につきましても、ご退場をいただく場合もございますのであらかじめご了承のほどよろしくお願い申し上げます。
- ④会場の座席は、株主様同士の間隔を広く取るため、万が一満席となった場合は、入場をお断りする場合がございます。
- ⑤当日会場に来られなかった株主様のために肖像権及びプライバシーには十分配慮したうえでビデオ撮影を行い、後日、当社ウェブサイトにて公開する予定をしております。

今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト (<https://www.enshu.co.jp/>) にてお知らせいたします。

3. 事前質問の受付について

本株主総会では、事前に株主総会の目的事項に関するご質問をお受けいたします。

受付期間：2022年6月8日（水曜日）から2022年6月21日（火曜日）午後4時50分まで

受付方法：当社ウェブサイト（<https://www.enshu.co.jp/>）へアクセス後、画面にしたがい下記の事項をご記載いただき、ご送信をお願い申し上げます。

- ・ 株主番号 ※議決権行使書用紙に記載されている9桁の数字
- ・ 氏名／フリガナ ※法人の場合は、法人名、部署名、役職もご記載ください
- ・ ご質問事項 ※お一人様につき2問までとさせていただきます

事前質問のうち、株主の皆様の関心の高いご質問の中から、社外取締役が数問を抽出し、株主総会当日にご回答させていただく予定ですが、個別のお問い合わせに対する回答はいたしかねますので、ご了承をお願い申し上げます。

事前質問のご送付の際に当社が取得した株主様の個人情報、本株主総会に関する業務以外に使用することはございません。

4. その他

・ 株主優待制度について

当社は、株主の皆さまの日頃のご支援に感謝するとともに、当社株式への投資魅力を高め、より多くの皆さまに当社株式をより長く保有していただくとともに、地元特産品を優待の内容とすることによる地域貢献を目的として、2023年3月31日基準日から、株主優待制度を実施いたします。

詳細につきましては、当社ウェブサイト（<https://www.enshu.co.jp/ja/ir/benefits/>）にてご確認くださいませようお願い申し上げます。

・ お土産について

本株主総会でのお土産のご用意はございません。

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、成長戦略への資源配分、株主の皆様への還元の充実、安定的かつ継続的な配当を維持していくための自己資本の充実を行うことを資本政策の基本的な方針としております。当期の期末配当金につきましては、1株あたり13円とさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1株あたり金 13円 総額 81,969,368円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- イ. 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- ロ. 現行定款第22条について、取締役会の柔軟な運営を可能とすることを目的として、取締役会の招集権者及び議長をあらかじめ取締役会で定めた取締役に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>< 新 設 ></p>	<p>< 削 除 ></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2</u> 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="163 325 355 355">< 新 設 ></p> <p data-bbox="178 775 592 805">(取締役会の招集権者および議長)</p> <p data-bbox="158 810 731 908">第22条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p data-bbox="220 913 724 1049">2 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p data-bbox="778 306 858 337">(附則)</p> <p data-bbox="768 341 1342 511">1. <u>変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="768 515 1342 651">2. <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="768 656 1342 756">3. <u>本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> <p data-bbox="778 760 1194 790">(取締役会の招集権者および議長)</p> <p data-bbox="763 795 1333 926">第22条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会</u>の定めた取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p data-bbox="824 931 1327 1067">2 前項に規定する取締役に差支えがあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）（4名）全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）4名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

やました
山下

はるお
晴央

(1959年1月1日生)

所有する当社株式の数 取締役会への出席状況

20,200株 16回中16回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月 当社入社
 2006年 4月 当社工作機械事業部 メカ設計グループ長
 2007年 4月 当社工作機械事業部 技術部長
 2008年 4月 当社部品事業部 製造部長
 2010年 8月 当社工作機械事業部 営業部主幹
 2011年 1月 ENSHU Thai社長 兼 BANGKOK ENSHU MACHINERY社長
 2012年 4月 当社工作機械事業部 副事業部長
 2012年 6月 当社取締役 工作機械事業部長
 2014年 6月 当社常務取締役 工作機械事業部長
 2014年 12月 当社常務取締役 工作機械・レーザー事業部長
 2016年 4月 当社代表取締役 副社長執行役員
 2017年 4月 当社代表取締役社長 社長執行役員
 2021年 4月 当社代表取締役社長 社長執行役員 兼 技術・製造本部長
 現在に至る

(重要な兼職の状況)

なし

取締役候補者とした理由

山下晴央氏は、長年にわたり工作機械・部品加工の両事業を牽引し、事業全般に精通した豊富な経験と実績を有しております。また常務、副社長、社長を歴任し、経営者として経営全般に関する知見を有しております。引き続き、当社の今後の経営戦略の実現を図るとともに、業務執行の監督を行うに適任と判断し、取締役として選任しております。

候補者
番号

2

かつくら ひろかず
勝倉 宏和

(1960年10月29日生)

所有する当社株式の数 取締役会への出席状況
14,800株 16回中16回 (100%)**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1983年 4月 (株)日本興業銀行入行
 2009年 1月 (株)みずほコーポレート銀行 営業第七部 副部長
 2010年 12月 (株)みずほフィナンシャルグループ 監査役室 室長
 2013年 2月 当社出向
 管理本部企画推進室長 (理事)
 2013年 8月 当社管理本部企画財務部長 (理事)
 2014年 6月 (株)みずほフィナンシャルグループ退社・当社入社
 当社取締役 管理本部長
 2016年 4月 当社取締役 常務執行役員 管理本部長
 2017年 4月 当社代表取締役 副社長執行役員 兼 管理本部長
 2020年 12月 当社代表取締役会長 会長執行役員 兼 管理本部長
 現在に至る

(重要な兼職の状況)

なし

取締役候補者とした理由

勝倉宏和氏は、長年にわたり金融業務に携わり、広範な知識、豊富な経験を有しております。当社においては、会長として全社的な視点で会社経営に尽力すると共に、財務部門をはじめとして幅広く管理本部の長として牽引しております。引き続き当社の今後の経営戦略の実現を図るとともに業務執行の監督を行うに適任と判断し、取締役として選任しております。

候補者
番号

3

すずき あつし
鈴木 敦士

(1961年9月16日生)

所有する当社株式の数 取締役会への出席状況

17,100株 13回中12回 (92%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月 当社入社
2007年 4月 ENSHU GmbH社長
2008年 4月 当社工作機械事業部 営業管理部長
2009年 4月 当社工作機械事業部 営業部主幹
2011年 10月 当社工作機械事業部 営業部主幹 兼 グローバル推進室部長
2012年 4月 当社工作機械事業部 営業部長
2012年 6月 当社取締役 工作機械事業部 営業部長
2013年 4月 当社取締役 工作機械事業部 副事業部長
2014年 12月 当社取締役 工作機械・レーザー事業部 副事業部長
2016年 4月 当社取締役 上席執行役員 工作機械・レーザー事業部長
2016年 6月 当社上席執行役員 工作機械・レーザー事業部長
2018年 4月 当社常務執行役員 工作機械・レーザー事業部長
2020年 12月 当社副社長執行役員 兼 工作機械・レーザー事業部長
2021年 4月 当社副社長執行役員 兼 営業・開発本部長
2021年 6月 当社取締役 副社長執行役員 兼 営業・開発本部長
現在に至る

(重要な兼職の状況)

なし

取締役候補者とした理由

鈴木敦士氏は、長年にわたり工作機械事業部長として事業部を牽引した豊富な経験と実績をもち、事業全般に精通しております。また当社現地法人であるENSHUGmbH社長、常務、副社長を歴任し、経営全般に関する知識を有しております。当社の今後の経営戦略の実現を図るとともに、業務執行の監督を行うに適任と判断し、取締役として選任しております。

候補者
番号

4

すみおか
墨岡 りょういち
良一

(1956年4月25日生)

所有する当社株式の数 取締役会への出席状況
0株 16回中16回 (100%)**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1980年	4月	ヤマハ発動機(株)入社
2007年	6月	Yamaha Motor Asia Pte. Ltd.社長
2010年	1月	ヤマハ発動機(株) MC事業本部事業戦略統括部長
2011年	3月	同社執行役員 MC事業本部第1事業部長
2012年	3月	同社上席執行役員 MC事業本部第3事業部長
2013年	1月	同社上席執行役員 企画・財務本部副本部長
2017年	3月	同社退任・顧問就任
2017年	6月	当社社外取締役(現任)
2019年	3月	ヤマハ発動機(株) 顧問退任 現在に至る

(重要な兼職の状況)

なし

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

墨岡良一氏は、長年にわたりヤマハ発動機(株)の役員を務められた経験があり、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することにより、経営強化に寄与していただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。主要株主であるヤマハ発動機(株)の上席執行役員を2017年3月に退任後3年経過、また、2019年3月に同社顧問を退任していることから2020年4月に独立社外役員として東京証券取引所へ届け出をしています。

- (注) 1.各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
- 2.墨岡良一氏は、社外取締役候補者であります。墨岡良一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ており、選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
- 3.当社は、墨岡良一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令が定める額(最低責任限度額)のいずれか高い金額としており、同氏が再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
- 4.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる同項に定める損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
- 5.墨岡良一氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現在の監査等委員である取締役（3名）全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	1	なかやま 中山 喜則	よしのり (1969年8月24日生)	取締役会への出席状況	-回中-回 (-%)
				所有する当社株式の数	0株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年 4月 (株)あさひ銀行入行
 2015年 4月 (株)りそな銀行彦根支店長
 2017年 4月 同行橋本支店長
 2020年 4月 同行八王子支店長
 2022年 2月 当社出向 管理本部理事
 現在に至る

(重要な兼職の状況)
なし

監査等委員である取締役候補者とした理由

中山喜則氏は、長年にわたり金融業務に携わり、広範な知識、豊富な経験を有しております。(株)りそな銀行では支店長を務められており、財務及び会計に関する豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かして職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である取締役として選任しております。

候補者
番号

2

もり
森
かずひこ
和彦

(1956年12月11日生)

所有する当社株式の数

0株

取締役会への出席状況

16回中16回 (100%)

監査等委員会への出席状況

13回中13回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月 (株)協和銀行入行
 1999年 7月 (株)あさひ銀行大船支店長
 2001年 7月 同行本店営業第一部副部長
 2003年 10月 (株)りそな銀行東京営業第四部長
 2006年 4月 同行横須賀支店長
 2009年 7月 同行渋谷エリア営業第一部長
 2011年 7月 浜松ホトニクス(株)出向財務部長
 2012年 12月 同社常勤監査役
 2017年 12月 同社取締役管理部長
 2018年 6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)
 2020年 12月 浜松ホトニクス(株)上席執行役員管理部長 (現任)
 現在に至る

(重要な兼職の状況)

浜松ホトニクス(株) 上席執行役員
 (株)磐田グランドホテル 監査役
 (株)浜松ホトアグリ 監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

森和彦氏は、長年にわたり金融業務に携わり、広範な知識、豊富な経験を有しております。浜松ホトニクス(株)では経理財務担当取締役を務められており、財務及び会計に関する豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かして職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。

候補者
番号

3

むらまつ 村松 奈緒美 (1972年7月20日生)

取締役会への出席状況
所有する当社株式の数 -回中 -回 (- %)
0株 監査等委員会への出席状況
-回中 -回 (- %)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2002年 10月 静岡県弁護士会登録
2002年 10月 石塚・村松法律事務所入所
現在に至る

(重要な兼職の状況)

石塚・村松法律事務所 弁護士
(株)サーラコーポレーション 社外取締役 (監査等委員)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

村松奈緒美氏は、弁護士としての専門的な知見及び豊富な経験を有し、企業法務の実務に長年にわたり携わっていることから、職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。

- (注) 1. ※は、新任の監査等委員である取締役であります。
- 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
 - 森和彦氏及び村松奈緒美氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。森和彦氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ており、選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、村松奈緒美氏が選任された場合、新たに独立役員とする予定であります。
 - 当社は、森和彦氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令が定める額（最低責任限度額）のいずれか高い金額としており、同氏が再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
 - 中山喜則氏及び村松奈緒美氏の選任が承認された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令が定める額（最低責任限度額）のいずれか高い金額としております。
 - 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる同項に定める損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
 - 森和彦氏の当社監査等委員である社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。

(ご参考) 役員の構成 (2022年6月29日以降の予定)

第3号議案及び第4号議案で付議させていただいている取締役（監査等委員である取締役を含む。）が有する専門性・経験は以下のとおりです。

取締役		役職	企業 経営	技術 製造	開発	営業 マーケティング	財務	DX ※	人事	法務 リスクマネジメント	サステナビリティ	グローバル 経験
取締役	山下 晴央	技術・製造本部長	●	●	●						●	●
	勝倉 宏和	管理本部長	●			●	●		●	●	●	
	鈴木 敦士	営業・開発本部長	●	●	●	●						●
	墨岡 良一	社外	●			●	●					●
監査等委員	中山 喜則	(新任)					●					
	森 和彦	社外	●				●			●		●
	村松 奈緒美	社外 (新任)								●		

※『DX』領域のスペシャリストはおりませんが、外部よりDXの専門家を顧問として招聘し、同顧問が「DX諮問委員会」の委員長を担い、取締役会の諮問機関として機能する体制を構築しております。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本議案は、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。補欠の監査等委員である取締役は、監査等委員である取締役が、法令に定める員数を欠くことになった場合に、監査等委員である取締役に就任するものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

いしづか しん
石塚 伸

(1947年6月16日生)

所有する当社株式の数 取締役会への出席状況

0株 -回中 -回 (- %)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 10月 静岡県弁護士会登録
1984年 10月 石塚・村松法律事務所入所
現在に至る

(重要な兼職の状況)

石塚・村松法律事務所 弁護士
静岡エフエム放送(株) 社外監査役

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

石塚伸氏は、弁護士としての専門的な知見及び豊富な経験を有し、企業法務の実務に長年にわたり携わっていることから、職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として選任しております。

- (注) 1.候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2.石塚伸氏が就任した場合は、監査等委員である社外取締役となります。
3.石塚伸氏が就任した場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。
4.石塚伸氏が就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令が定める額(最低責任限度額)のいずれか高い金額としております。
5.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる同項に定める損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

(ご参考)

取締役体制 (予定)

(2022年6月29日予定)

氏名	地位	担当	その他の情報		
山下 晴 央	代表取締役社長	社長執行役員 技術・製造本部長			●
勝 倉 宏 和	代表取締役会長	会長執行役員 管理本部長			○
鈴木 敦 士	取 締 役	副社長執行役員 営業・開発本部長			
墨 岡 良 一	社 外 取 締 役		社外	独立	○
中山 喜 則	取 締 役 (常勤監査等委員)		新任		
森 和 彦	社 外 取 締 役 (監査等委員)		社外	独立	○
村 松 奈緒美	社 外 取 締 役 (監査等委員)		新任	社外 独立	○

(注) ○は指名・報酬委員会委員 (●は委員長) であります。

執行役員体制

(2022年4月1日現在)

氏名	地位	担当	その他の情報
山下 晴 央	社 長 執 行 役 員	技術・製造本部長	
勝 倉 宏 和	会 長 執 行 役 員	管理本部長	
鈴木 敦 士	副 社 長 執 行 役 員	営業・開発本部長	
鈴木 利 夫	上 席 執 行 役 員	営業・開発本部 開発部長	
板 垣 成 信	上 席 執 行 役 員	技術・製造本部 副本部長 兼 生産企画部長	
加 藤 猛	執 行 役 員	営業・開発本部 第2営業部長	
田 代 繁 甲	執 行 役 員	技術・製造本部 生産管理部長	
山 田 博 之	執 行 役 員	技術・製造本部 システム1部長	新任

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度における経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により停滞していた経済活動も回復基調となってきましたが、半導体を始めとした部材不足や原材料価格高騰などにより先行きが不透明な状態が続いており、収束時期は未だ見通せない状況です。

このような情勢の中、当社グループは従業員の安全を確保しつつ受注獲得に努め、国内外に拡販を図るとともに、生産効率化や原価低減などの推進に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、主に部品加工関連事業の増収により23,904百万円（前期比8.1%増）となりました。

損益につきましては、両事業とも堅調に推移し、営業利益は751百万円（前期比62.2%増）、経常利益は638百万円（前期比50.5%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は370百万円（前期比47.9%増）となりました。

(単位：百万円)

事業別	売上高	受注高
工 作 機 械 関 連 事 業	12,411	15,005
部 品 加 工 関 連 事 業	11,421	11,327
そ の 他 部 門	70	70

以下、各事業の状況についてご報告申し上げます。

【工作機械関連事業】

当連結会計年度における日本工作機械工業会（日工会）の受注総額は1兆6,675億円（前期比68.7%増）と大幅に増加しました。受注額も17ヶ月連続で前年同月を上回るなど、世界的な設備投資が続き内外需とも好調に推移いたしました。

工作機械関連事業におきましては、長期に渡る新型コロナウイルス感染症の影響等により受注が減少しておりましたが、当期より取り組んでまいりました商社との関係強化や、積極的に新たな市場開拓への営業活動をおこなった結果、当連結会計年度の受注総額は15,005百万円（前期比113.1%増）、期末の受注残高は7,229百万円（59.5%増）となりました。損益面においては、アジア、欧州向けの売上案件が順調に推移したものの、新型コロナウイルス感染症の影響等を受けた前期に受注が低迷したこともあり、当連結会計年度の売上高は12,411百万円（前期比5.0%減）となりました。営業利益面においては、原価低減や仕事量に合わせた柔軟な人材配置を進めましたが、利益貢献度の高いシステム案件の減収により142百万円（前期比66.5%減）となり

ました。

今後の業績は、受注も回復基調にあることから堅調に推移するものと思われます。

【部品加工関連事業】

部品加工関連事業におきましては、国内外において新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた前期から一転、主要顧客の増産対応を受け大幅な増収、利益改善をすることが出来ました。売上高は11,421百万円(前期比27.2%増)となり、損益面におきましては、仕事量の回復による工場の操業改善や前期より力を入れて取り組んでいる生産性向上活動・ロス取り活動による費用削減により、営業利益は557百万円(前期は営業損失14百万円)となりました。

【その他】

不動産賃貸事業により売上高は70百万円(前期と同額)となり、営業利益は51百万円(前期比0.3%増)となりました。

2. 対処すべき課題

工作機械関連事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んでいた受注環境が回復し、国内外において受注・引き合いとも順調に推移してまいりました。但し、当社の主要顧客である自動車業界は、EV化などの大きな変革期を迎え顧客・社会のニーズは大きく変化しており、その対応として営業力の強化及び生産性の向上を狙い、当期より事業部制を廃止し、営業・技術・製造部門の組織体制を大幅に見直す経営改革を実施してまいりました。さらに2022年4月には製造業の自動化やDX化を支援する事業子会社を設立しました。今後も一段と経営改革を加速してまいります。

部品加工関連事業におきましては、主要顧客の増産対応を受け、今後における仕事量は堅調に推移すると見込まれます。一方で、ここ数年、採算面では低迷しており収益力の強化が課題であり、製造経費削減、原価低減など収益力のある生産体制を築いてまいります。

2021年5月に「繋ぐ技術を、世界へ」という長期ビジョンを掲げ、チャレンジ500として「新中期経営計画」を発表いたしました。市場の拡大や環境変化対応等、各課題にスピーディーに対応し、収益、財務体質の改善強化を進め、さらなる発展と成長に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

3. 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました設備投資額は1,093百万円であります。内訳は部品加工関連事業において715百万円、工作機械関連事業において378百万円でありました。

4. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第151期 2019年3月期	第152期 2020年3月期	第153期 2021年3月期	第154期 2022年3月期
売 上 高 (百万円)	30,747	27,125	22,120	23,904
経 常 利 益 (百万円)	2,266	1,742	424	638
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,616	1,355	250	370
1 株 あたり 当 期 純 利 益 (円)	256.34	214.94	39.71	58.73
総 資 産 (百万円)	34,995	35,780	32,996	33,970
純 資 産 (百万円)	8,605	9,804	10,007	10,705

(注) 当社は、2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第151期の期首に株式併合が行われたと仮定し、1株あたり当期純利益を算定しております。

5. 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
ENSHU (USA) CORPORATION	千米ドル 2,302	100.0 %	各種工作機械・専用機の販売及びサービス
ENSHU GmbH	千ユーロ 511	100.0 %	各種工作機械・専用機の販売及びサービス
ENSHU (Thailand) Limited	千バーツ 20,600	100.0 % (74.8)	各種工作機械・専用機の販売及びサービス
BANGKOK ENSHU MACHINERY Co.,Ltd.	千バーツ 50,300	100.0 % (51.7)	各種工作機械の製造、販売サポート業務
PT.ENSHU INDONESIA	千米ドル 100	100.0 % (1.0)	各種工作機械・専用機の販売及びサービス
遠州 (青島) 機床製造有限公司	千元 9,867	100.0 %	各種工作機械の製造、販売サポート業務
遠州 (青島) 機床商貿有限公司	千元 8,097	100.0 %	各種工作機械・専用機の販売及びサービス
ENSHU VIETNAM Co.,Ltd.	千米ドル 11,460	100.0 %	輸送機器の部品製造及び工作機械のメンテナンス

当社の連結子会社は上記の8社であります。

(注) 出資比率の () 内は、間接所有分内数であります。

6. 主要な事業内容

事業部門	主要製品
工作機械関連事業	金属加工機械と搬送装置を活用した工場生産ライン、金属加工機械（マシニングセンタ）、各種専用機、レーザー加工機他
部品加工関連事業	二輪車、四輪バギー、水上バイク及び船外機のエンジン部品加工、乗用車、商用車の駆動部品加工
その他	不動産賃貸事業

7. 主要な営業所及び工場

名称	所在地
本社及び工場	静岡県浜松市南区
浜北工場	静岡県浜松市浜北区
東京支店	東京都品川区
大阪支店	大阪府吹田市

8. 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,025名	△19名

9. 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	3,028百万円
株式会社りそな銀行	3,028百万円

(注1) 上記借入額には、株式会社みずほ銀行他によるシンジケートローンは含まれておりません。

(注2) 上記借入額には社債が含まれております。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項

- | | |
|-------------|---------------------------------|
| 1. 発行可能株式総数 | 15,000,000株 |
| 2. 発行済株式の総数 | 6,353,454株
(自己株式 48,118株を含む) |
| 3. 株主数 | 4,799名 |
| 4. 大株主 | |

株主名	持株数 株	持株比率 %
エンシュウ取引先持株会	817,890	12.97
ヤマハ発動機株式会社	645,739	10.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	513,500	8.14
浜松ホトニクス株式会社	200,000	3.17
前尾和男	186,700	2.96
株式会社みずほ銀行	157,267	2.49
みずほ信託銀行株式会社	145,500	2.30
株式会社りそな銀行	141,425	2.24
エンシュウ従業員持株会	121,421	1.92
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	115,700	1.83

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
山下 晴央	代表取締役社長 社長執行役員 兼 技術・製造本部長	
勝倉 宏和	代表取締役会長 会長執行役員 兼 管理本部長	
鈴木 敦士	取締役 副社長執行役員 兼 営業・開発本部長	
墨岡 良一	社外取締役	
中村 泰之	取締役 常勤監査等委員	
石塚 尚	社外取締役 監査等委員	石塚・村松法律事務所 弁護士 株式会社桜井製作所 社外監査役
森 和彦	社外取締役 監査等委員	浜松ホトニクス株式会社 上席執行役員 株式会社磐田ブランドホテル 監査役 株式会社浜松ホトアグリ 監査役

- (注) 1) 取締役墨岡良一氏、石塚尚氏ならびに森和彦氏は、社外取締役であります。
- 2) 取締役中村泰之氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が、取締役会以外の重要な会議への出席や、内部監査部門等との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。また、長年にわたり金融業務に携わり、広範な知識、豊富な経験を有しており、当社では取締役として財務部門を含めた管理部門の長を長年務めてきた経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
- 3) 取締役墨岡良一氏、石塚尚氏ならびに森和彦氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
- 4) 監査等委員森和彦氏は、浜松ホトニクス株式会社の経理関連部門で経理経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
- 5) 2021年6月29日開催の第153回定時株主総会において、鈴木敦士氏は取締役に選任され、就任いたしました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、2016年6月29日開催の第148回定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき当社が取締役中村泰之氏及び社外取締役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ・ 取締役（業務執行取締役等であるものを除く）が任務を怠ったことにより当社に対して損害賠償責任を負う場合は、100万円または会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額いずれか高い額を限度として、その責任を負うことといたします。
- ・ 上記の責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く）が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものといたします。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社が取締役及び執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

4. 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定め

ており、基本報酬、業績連動報酬としての長期業績連動報酬（株式購入）と短期業績連動報酬により構成し、取締役の報酬は月額報酬としております。長期業績連動報酬は、対象となる取締役に対し、金銭報酬の中から毎月一定額を役員持株会に拠出し自社株を取得するものです。短期業績連動報酬は、会社の業績をもとに、決定しております。社外取締役については、業務執行を行うものではないことを踏まえ、業績連動報酬は支給せず、基本報酬のみとしております。

また、決定方針は、判断の客観性と透明性を高めるため、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の審議、答申を踏まえ、取締役会の決議により決定しております。

なお、当期より取締役の報酬については、業績連動報酬のウェイトを拡大し、内容を変更しております。

当事業年度の役員報酬の決定につきましては、指名・報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会はその答申どおりの決定をしており、当該決定方針に沿うものであると取締役会が判断しております。監査等委員である取締役の各報酬額は、監査等委員の協議により決定しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員は除く）の報酬等の額は、2016年6月29日開催の第148回定時株主総会において年額200百万円以内（うち、社外取締役分は年額20百万円以内）と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役は1名）です。

監査等委員である取締役の報酬等の額は、2016年6月29日開催の第148回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は2名）です。

③ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	76 (3)	60 (3)	16 (-)	- (-)	4 (1)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	20 (7)	20 (7)	0 (-)	- (-)	3 (2)

(注) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

④ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等の額（または数）の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、前期末時点における前期連結純利益見通しと当期連結純利益見通しであり、会社の収益状況等を示す重要な財務数値であることから、当該指標を選択しております。

業績連動報酬等の額の算定方法は、前期連結純利益見通しと当期連結純利益見通しとの加重平均の値を算出し、評価ランク及び乗率を決定したのち、標準額に乗率を掛け報酬額を決定しております。

(百万円)

項目	ウェイト	見通し
前期連結純利益	60%	233
当期連結純利益	40%	△606

5. 社外役員に関する事項

重要な兼職先と当社との関係及び当期における主な活動状況等

・社外取締役 墨岡良一氏

当期における主な活動状況としましては、当期に開催した取締役会16回中16回に出席し、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに適宜発言を行いました。

・社外取締役（監査等委員） 石塚尚氏

同氏は、石塚・村松法律事務所の弁護士であります。また、株式会社桜井製作所の社外監査役に就任しております。なお、当社と当該他の法人等との関係で記載すべき該当事項はありません。

当期における主な活動状況としましては、当期に開催した取締役会16回中16回に出席、監査等委員会13回中13回に出席し、主に弁護士として専門的見地から適宜発言を行いました。

・社外取締役（監査等委員） 森和彦氏

同氏は、当社の持株比率3.17%を保有する大株主である浜松ホトニクス株式会社の上席執行役員を兼務しております。また株式会社磐田グランドホテル及び株式会社浜松ホトアグリに監査役に就任しております。なお、当社と当該他の法人等との関係で記載すべき該当事項はありません。

当期における主な活動状況としましては、当期に開催した取締役会16回中16回に出席、監査等委員会13回中13回に出席し、主に財務及び会計に関する豊富な経験と幅広い見識をもとに適宜発言を行いました。

・社外取締役3名は、指名・報酬委員会に出席し、取締役及び執行役員の人事・報酬に関し、実質的決定権を有しております。

Ⅳ. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

仰星監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

区 分	金 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	29百万円

(注) 1) 監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

2) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法監査と金融商品取引法監査の報酬等の額は明確に区分できないため、これらの合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

該当する事項はございません。

4. 子会社の監査に関する事項

当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けておりません。

5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また監査等委員会は会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会の目的とすることといたします。

6. 会計監査人の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

V. 会社の体制及び方針

当社は、2021年4月27日開催の取締役会において、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について決議しており、決議内容は下記のとおりであります。

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役会は、「エンシュウ株式会社 行動規範」を定め、当社の取締役及び執行役員（以下、「取締役等」という）は、法令・定款を遵守するための法令遵守体制に関わる規程を整備する。経営管理部は、内部統制を推進し、内部監査部は、内部統制の評価を行う。また、法令遵守の全社的推進組織として、内部統制会議議長より任命された担当部長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。同委員会は、年2回の内部統制会議において、当社の取締役等の法令遵守状況等について報告を行い、取締役会はこれをレビューする。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役等は、情報の保存及び管理に関する規程を整備し、情報の保存及び管理に関する全社的推進組織として、内部統制会議議長より任命された担当部長を委員長とする「情報管理委員会」を設置する。同委員会は、年2回の内部統制会議において、当社の取締役等の職務の執行に係る情報の保存及び管理の状況について報告を行い、取締役会はこれをレビューする。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の取締役等は、損失の危険の管理に関する規程を整備し、損失の危険の管理に関する全社的推進組織として、内部統制会議議長より任命された担当部長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。同委員会は、経営活動の遂行を阻害するリスク要因を整理して年2回の内部統制会議において報告を行い、取締役会は、それらの発生予防と発生時の損害を最小限にするように必要な指示を行う。

特に、会社に重大な影響を及ぼす可能性のある品質問題については、経営会議で定期的にモニタリングし、必要に応じて対応を協議する。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、取締役会規則に基づき経営の基本方針、法令で定められた事項等を決定し、当社の取締役等の業務執行状況を監督する。取締役会は、上記以外の業務執行に係る決定を社長に委任し、社長は、経営会議において重要な意思決定を行う。また、当社の取締役等の職務執行が効率的に行われるよう規程類の整備を行う。

5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役会は、「エンシュウ株式会社 行動規範」を定め、当社の取締役等は、法令・定款を遵守するための法令遵守体制に関わる規程を整備するとともに、法務室を設置して各種法令に関する社内指導を行う。また、法令遵守の全社的推進組織として、内部統制会議議長より任命された担当部長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。同委員会は、年2回の内部統制会議において、当社の使用人の法令遵守状況について報告を行い、取締役会はこれをレビューする。

6. 次に掲げる体制その他の当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

6-イ.当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の取締役等は、当社の子会社が重要事項を当社に報告するための規程として「関係会社管理規程」を定める。また、業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告する体制を確保し、年2回の現法合同役員会等を通じて、円滑な情報交換を推進する。

6-ロ.当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の取締役等は、当社の子会社の損失の危険の管理を推進するため、年2回の現法合同役員会等を通じて、子会社の取締役等との情報交換を行い、また、必要に応じて取締役等または社員を子会社に派遣する。当社の「リスク・コンプライアンス委員会」は、子会社の損失の危険の管理に関し、必要な指導を行う。

6-ハ.当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役等は、当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、「関係会社管理規程」を定め、年2回の現法合同役員会等により、情報交換を行い、また必要に応じて取締役等または社員を子会社に派遣する。

6-2. 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役等は、当社の子会社の取締役等に対し、「関係会社管理規程」により必要な報告を求め、所在国の法令等を踏まえて各社ごとに「行動規範」を定めるよう指示し、子会社の取締役等は、法令・定款を遵守するための法令遵守体制を整備する。また、当社の取締役等は、当社の子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、年2回の現法合同役員会等を通じて情報交換を行い、また必要に応じて、取締役等または社員を子会社に派遣する。

7. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役等及び使用人に関する事項

当社の監査等委員会より職務を補助すべき取締役等及び使用人を置くことを求められた場合は、速やかに対応するものとし、補助すべき使用人の配置にあたっては当社の監査等委員会と協議しその意見を十分考慮して検討を行う。

8. 前号の取締役等及び使用人の当社の他の取締役等（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

当該取締役等の業績評価、及び当該使用人の人事異動、人事考課については当社の監査等委員会の同意を得る。

9. 当社の監査等委員会の第7号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該取締役等及び使用人の当社の他の取締役等（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保することで、当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役等及び使用人に対する指示の実効性を確保する。

10. 次に掲げる体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制

10-イ. 当社の取締役等（監査等委員である取締役を除く）ならびに使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制

当社の取締役等及び使用人は、重要な業務執行を審議するため、経営会議等を開催し、当社の監査等委員は、会議等に出席しその報告を受ける体制とし、報告を受けた監査等委員は、監査等委員会へその内容を報告する。また、取締役等及び使用人は、全社的（当社及び当社グループ）に特に重大な影響を及ぼす事項については、即報制度等により、速やかに監査等委員に報告する。

10-ロ.当社の子会社の取締役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

当社の子会社の取締役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、「関係会社管理規程」を通じて当社の取締役等に報告し、当該取締役等は当社の監査等委員に対して、当社ならびにその子会社から成る企業集団に重大な影響を及ぼす事項及び内容を速やかに報告する。報告を受けた監査等委員は、監査等委員会へ報告する。

11. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前号の報告をした当社ならびにその子会社から成る企業集団の取締役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、当該報告をしたことを理由とした不利益な扱いを受けないよう取締役会及び経営会議が監視する。

12. 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払または償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査等委員がその職務の執行について、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をした時は、明らかに監査等委員の職務の執行に必要でない場合を除き、管理本部は速やかに当該費用または債務を処理する。

13. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査等委員は、監査が効率的且つ効果的に行われるために、経営会議等重要会議に出席し、代表取締役及び会計監査人との定期的な意見交換会を開催する。また、内部監査部より報告を受け、必要に応じ調査を依頼することができる。

14. 反社会的勢力との関係を遮断し、排除するための体制

反社会的勢力への対抗姿勢として、企業としての信頼を維持し、業務の適正性・健全性を維持するために、「エンシュウ株式会社 行動規範」及び「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除する。反社会的勢力による不当要求等に対しては、社内関係部門及び外部専門機関との協力体制を整備し、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、何らかの関係を有してしまったときは、外部専門機関と連携し、速やかに関係を解消する。

Ⅵ. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の「会社の体制及び方針」に沿った当社及びその関係会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という）の当該連結会計年度における内部統制システムの運用状況の概要は、以下のとおりです。

1. 法令遵守の体制

当社は、当社グループにおける取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、当社グループ各社が行動規範を定めるとともに、「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、当社の行動規範をはじめとした遵守すべきルールの周知・徹底を図るため「コンプライアンスマニュアル」を作成して、教育・啓蒙活動を行っております。

当期は前期の「コンプライアンス意識調査」の結果を踏まえパワハラなど重点課題を絞って改善に取り組みました。取組みの有効性について、1月に意識調査を実施して確認するとともに、その結果を全従業員に公表してコンプライアンス意識の向上と啓蒙を図りました。

反社会的勢力との関係遮断、排除の取組みとして、従業員への教育・啓蒙活動を行うとともに、外部専門機関（静岡県企業防衛対策協議会等）とも連携して反社会的勢力に関する情報収集をし、予防対策を継続的に行っております。

2. リスク管理の体制

当社グループにおける損失の危険の管理に関する取組みとして、「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、当社各部門及び当社グループ各社におけるリスク管理体制の整備の支援をするとともに、当社グループとして経営活動を阻害するリスク要因を整理し、特定した重要リスクについては、各部門において、その発生予防と損害の最小化を図ってまいりました。重要リスクの再評価及び見直しについては、年2回行っております。

また、当社では「即報制度」ならびに「関係会社管理規程」を制定し、当社及び当社グループで発生した重要事案については、当社及び当社取締役（監査等委員である取締役を含む）に速やかに報告される体制を確立しております。特に、会社に重大な影響を及ぼす可能性のある品質問題については、経営会議で取り上げて対応を協議しております。

3. 効率性確保の体制

当社は「組織・職務権限規定」を定めて、社長、執行役員及び役職者の職務権限と業務分掌を明示し効率的な職務執行体制を確保しております。

取締役会は、「取締役会規則」によって定められた重要な決議事項を定めるとともに、業務執行役員に対する職務執行状況について年4回の定期報告を義務化しております。当期は取締役会を16回開催しております。

取締役会の実効性確保のため、各取締役に対して「取締役会評価に関するアンケート」を行い、その分析・評価の結果を取締役会運営の改善に活かしております。

また、会社経営の円滑な遂行を図るため執行役員兼務取締役3名により構成される経営会議を設置しております。経営会議において、一切の経営に関する重要な事項について必要な協議を行っており、経営会議での重要事項は取締役会へ報告しております。当期は、当社の体制を事業別組織から機能別組織へと転換しており、これに伴う諸課題により迅速にかつ適切に対処し成果を上げるため、経営会議の開催頻度を月2回から週1回に増やしました。

当社グループとしては、当社グループ各社の役員が一堂に会する「現法合同役員会」を開催し、グループ各社の重要な経営方針の確認ならびに承認を行っております。当期についても新型コロナウイルス感染症予防、移動制限のためウェブ会議に切替えて実施しました。その他にグループ各社と当社で毎月個別にウェブ会議を開催し経営課題の把握と指示を行っております。また、「関係会社管理規程」により、その他の重要な案件の報告及び承認についてもルールを定め、当社グループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われる体制を確保しております。

4. 情報の保存管理

当社は、許認可文書・決算書類・契約書・諸規程・決議書類・その他法令により作成が義務づけられている文書を含む一切の業務文書で一定期間保存を要するものについては、必要な事項を「文書管理規程」に定めて、適切に保存管理しております。また、情報システムのセキュリティ対策として「標的型攻撃メール訓練」を実施し、当期は不審メール受信時のセキュリティ部署への通報体制の強化に重点をおきながら情報漏洩リスク低減に努めてまいりました。

5. 監査を支える体制

監査等委員は、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席し、また、代表取締役及び会計監査人との定期的な意見交換の場を通して内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。さらに、監査等委員は内部監査部より毎月の定例報告会等で監査の状況の報告を受け、また、監査等委員会として年2回監査結果の報告を受けております。なお当期から内部監査部員を1名増員し、職場業務監査の体制を強化し監査の質の向上を図っております。

Ⅶ. コーポレートガバナンスに関する取り組み

1. 基本的な考え方

当社は、当社経営理念に基づき、様々なステークホルダーとの共存共栄を図りながら、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を企図した経営を行っております。

その実現のためには、経営の透明性、法令遵守及び環境変化への迅速な対応等を確保できる体制が必要であり、取締役会はコーポレートガバナンス・ガイドラインを制定してコーポレートガバナンスの維持、強化に努めます。

2. 上場株式の政策保有に関する方針

当社は、株価変動リスクが財務状況に大きな影響を与え得ることに鑑み、当社グループの企業価値の維持・向上に資すると判断される場合を除き、原則これを保有しないこととしております。政策保有上場株式の時価総額は、2022年3月末現在、総資産の0.014%となっており、今後とも不要な政策保有株式は処分し縮減に努めます。

3. サステナビリティに関する取り組み

当社は、経営理念にもある“共生・共栄”の考えに基づき、ものづくりで培った技術力をもって、持続可能な社会の実現に貢献するとともに、企業価値の向上を目指します。

これを実現するために私たちは、気候変動などの地球環境問題、人権の尊重、従業員の健康・労働環境や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、地域社会への貢献、自然災害等への危機管理などサステナビリティを巡る課題に対して、積極的に取り組みます。

この取り組みを行うにあたっては、中長期的な視点から企業活動を通じ実践すべき主要テーマとして、5つの項目を掲げます。

- ① お客様の環境負荷低減に向けた製品やサービスの提供
- ② 自社工場等の環境負荷低減
- ③ 地域社会への貢献
- ④ 女性活躍の推進・働きやすい環境づくり
- ⑤ 自然災害等への危機管理の徹底

4. 独立社外取締役の独立性判断基準

東京証券取引所が定める独立性基準に加え、以下の各要件のいずれかに該当する者は、独立性を有しないものと判断します。

(1) 現在において、次の①～⑥のいずれかに該当する者

- ①当社の主要な株主（議決権所有割合10%以上の株主）またはその業務執行者

- ②当社の取引先で、直近事業年度における当社との取引額が当社の年間連結総売上の2%を超える取引先又はその業務執行者
 - ③当社を取引先とする者で、直近事業年度における当社との取引額がその者の年間連結総売上の2%を超えるもの又はその業務執行者
 - ④当社の会計監査人である公認会計士または監査法人の社員、パートナー若しくは従業員
 - ⑤当社から、直近事業年度において年間1,000万円以上の寄附または助成を受けている組織の業務執行者
 - ⑥弁護士、公認会計士または税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社から過去3事業年度の平均で、年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者
- (2) 過去3年間のいずれかの時点において、上記①～⑥のいずれかに該当していた者

5. 指名・報酬委員会

当社は、当期より指名・報酬諮問委員会から指名・報酬委員会へ名称変更し、役員の選任・解任や報酬決定等における透明性や妥当性をより高めるため、取締役会決議事項の人事に関する事項について、原案を決議する権限を付与し、取締役会はこの原案を十分尊重することとしております。

「指名」に関する役割としては、将来への経営戦略及びそれを実践するための人物要件等を確認しながら、社長をはじめとする取締役・執行役員の選任・解任・昇格・降格を審議し、それらの経営幹部の育成状況を監督しております。

「報酬」に関する役割としては、社長をはじめとする取締役・執行役員の報酬決定に関する方針及び個人別の評価・報酬について審議しております。

委員会は委員3名以上で構成し、過半数は社外取締役から選任することとしております。

原則年2回以上開催しております。

6. 取締役会全体の実効性についての分析・評価

当社は、当社の「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第31条第4項に基づき、各取締役が、取締役会の実効性等につき評価を行ったうえで、それを踏まえた前年度の分析・評価を2022年4月26日付取締役会において行いました。その結果は概ね良好でした。次年度取締役会においては、プライム上場に係る移行計画でもある中期経営計画の進捗、計画実現に向けた戦略、施策等に関して、より活発に議論を行うとともに、引き続き社会・環境課

題等についての取組みに関する議論を深めてまいります。

7. 元代表取締役社長等である相談役・顧問等

元代表取締役社長等である相談役・顧問はおりません。

なお、DXの専門家1名を顧問として当社に招聘しておりますが、外部より招聘しており、当社の元代表取締役社長等ではございません。

(注) 事業報告は、次により記載しております。

百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円、百万円未満は切捨て)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	19,696	流動負債	14,827
現金及び預金	6,660	支払手形及び買掛金	2,409
受取手形及び売掛金	3,867	電子記録債務	1,519
電子記録債権	2,010	短期借入金	8,390
商品及び製品	1,864	1年内償還予定の社債	240
仕掛品	2,941	リース債務	59
原材料及び貯蔵品	1,659	未払法人税等	86
その他	698	契約負債	565
貸倒引当金	△6	賞与引当金	450
		関係会社清算損失引当金	25
		その他	1,081
固定資産	14,247	固定負債	8,437
有形固定資産	13,880	社債	840
建物及び構築物	2,599	長期借入金	1,985
機械装置及び運搬具	2,849	リース債務	399
土地	7,392	繰延税金負債	265
リース資産	373	再評価に係る繰延税金負債	1,563
建設仮勘定	109	役員退職慰労引当金	15
その他	556	退職給付に係る負債	3,244
		その他	123
無形固定資産	121	負債合計	23,264
リース資産	48	(純資産の部)	
その他	73	株主資本	7,409
投資その他の資産	244	資本金	4,640
投資有価証券	14	利益剰余金	2,839
繰延税金資産	76	自己株式	△70
その他	166	その他の包括利益累計額	3,295
貸倒引当金	△12	その他有価証券評価差額金	2
繰延資産	26	土地再評価差額金	3,666
		為替換算調整勘定	475
		退職給付に係る調整累計額	△848
資産合計	33,970	純資産合計	10,705
		負債及び純資産合計	33,970

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円、百万円未満は切捨て)

科 目	金 額	
売上高		23,904
売上原価		20,015
売上総利益		3,888
販売費及び一般管理費		3,137
営業利益		751
営業外収益		
受取利息	32	
受取配当金	0	
保険解約返戻金	11	
その他の	53	97
営業外費用		
支払利息	180	
その他の	29	210
経常利益		638
特別利益		
固定資産売却益	2	2
特別損失		
固定資産廃棄損	32	
減損損	12	
関係会社清算損失引当金繰入額	25	
出資金評価損	1	71
税金等調整前当期純利益		569
法人税、住民税及び事業税		122
法人税等調整額		77
当期純利益		370
親会社株主に帰属する当期純利益		370

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円、百万円未満は切捨て)

残高及び変動事由	株 主 資 本			
	資 本 金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2021年4月1日残高	4,640	2,545	△70	7,115
会計方針の変更による累積的影響額		△44		△44
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,640	2,500	△70	7,071
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当		△31		△31
親会社株主に帰属する 当期純利益		370		370
自己株式の取得			△0	△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)				
連結会計年度中の変動額合計	—	338	△0	338
2022年3月31日残高	4,640	2,839	△70	7,409

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
2021年4月1日残高	1	3,666	96	△872	2,891	10,007
会計方針の変更による累積的影響額						△44
会計方針の変更を反映した当期首残高	1	3,666	96	△872	2,891	9,962
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△31
親会社株主に帰属する 当期純利益						370
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	0		379	24	404	404
連結会計年度中の変動額合計	0	—	379	24	404	743
2022年3月31日残高	2	3,666	475	△848	3,295	10,705

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円、百万円未満は切捨て)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	16,570	流動負債	14,368
現金及び預金	4,685	支払手形	265
受取手形	215	買掛金	2,157
売掛金	3,968	電子記録債権	1,519
商品及び製品	2,010	短期借入金	8,390
仕掛品	805	1年内償還予定の社債	240
材料及び貯蔵品	2,814	リース負債	54
関係会社短期貸付金	1,129	未払金	551
未収入金	398	未払費用	114
未収消費税等	22	未払法人税等	42
前払費用	415	契約負債	233
その他金	53	預り金	122
倒引当金	52	賞与引当金	450
	△0	関係会社清算損失引当金	121
固定資産	14,603	営業外電子記録債権	98
有形固定資産	12,592	その他	7
建物	1,894	固定負債	7,250
構築物	133	長期借入金	1,985
機械及び装置	2,409	社債	840
車両運搬具	12	リース負債	395
器具及び備品	288	再評価に係る繰延税金負債	1,563
土地	7,392	繰延税金負債	0
リース資産	357	退職給付引当金	2,373
建設仮勘定	103	役員退職慰労引当金	15
無形固定資産	118	資産除去債務	40
ソフトウェア	69	長期預り保証金	35
リース資産	48	負債合計	21,618
投資その他の資産	1,892	(純資産の部)	
投資有価証券	12	株主資本	5,912
関係会社株	415	資本金	4,640
出資	0	利益剰余金	1,342
関係会社出資金	1,331	利益準備金	15
関係会社長期貸付金	64	その他利益剰余金	1,326
従業員に対する長期貸付金	18	繰越利益剰余金	1,326
長期前払費用	45	自己株式	△70
その他金	14	評価・換算差額等	3,668
倒引当金	△10	その他有価証券評価差額金	2
繰延資産	26	土地再評価差額金	3,666
社債発行費用	26	純資産合計	9,581
資産合計	31,199	負債及び純資産合計	31,199

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円、百万円未満は切捨て)

科 目	金 額
売上高	20,834
売上原価	18,466
売上総利益	2,367
販売費及び一般管理費	2,423
営業損失(△)	△56
営業外収益	
受取利息	16
受取配当金	0
受取口イヤリテイー	46
為替差益	14
その他	56
営業外費用	
支払利息	179
雑損	13
その他	15
経常損失(△)	△130
特別利益	
固定資産売却益	0
特別損失	
減損損失	12
固定資産廃棄損	32
関係会社出資金評価損	51
関係会社清算損失引当金繰入	121
税引前当期純損失(△)	△348
法人税、住民税及び事業税	25
当期純損失(△)	△373

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円、百万円未満は切捨て)

残高及び変動事由	株主資本					
	資本金	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
2021年4月1日残高	4,640	12	1,779	1,792	△70	6,363
会計方針の変更による累積的影響額			△44	△44		△44
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,640	12	1,734	1,747	△70	6,318
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		3	△34	△31		△31
当期純損失(△)			△373	△373		△373
自己株式の取得					△0	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	3	△408	△405	△0	△405
2022年3月31日残高	4,640	15	1,326	1,342	△70	5,912

残高及び変動事由	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
2021年4月1日残高	1	3,666	3,668	10,031
会計方針の変更による累積的影響額				△44
会計方針の変更を反映した当期首残高	1	3,666	3,668	9,986
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△31
当期純損失(△)				△373
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	0		0	0
事業年度中の変動額合計	0	—	0	△405
2022年3月31日残高	2	3,666	3,668	9,581

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

エンシュウ株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人 名古屋事務所

指定社員 公認会計士 小 出 修 平
業務執行社員

指定社員 公認会計士 堤 紀 彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エンシュウ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エンシュウ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

エンシュウ株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人 名古屋事務所

指定社員 公認会計士 小出 修平
業務執行社員
指定社員 公認会計士 堤 紀彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エンシュウ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第154期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前に基づき重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第154期事業年度の取締役の職務の執行に関して、監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

エンシュウ株式会社 監査等委員会
常勤監査等委員 中村 泰之 ㊟
監査等委員 石塚 尚 ㊟
監査等委員 森 和彦 ㊟

(注) 監査等委員石塚尚及び森和彦は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

日時 2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

場所 静岡県浜松市中区板屋町111-1 アクトシティ浜松 中ホール



交通のご案内



電車

J R 浜松駅北口より徒歩5分

J R 浜松駅前・バスターミナル地下広場から

アクトシティ連絡地下道 B をご利用いただくと便利です。

エンシュウ株式会社

〒432-8522 静岡県浜松市南区高塚町4888番地
電話：053-447-2111（代表）
<https://www.enshu.co.jp/>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

